

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会			会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 担 当 職 員 鈴 木 智
日 時	令 和 元 年 1 2 月 1 1 日 (水 曜 日)		開 議 午 後 3 時 5 0 分 閉 議 午 後 3 時 5 8 分	
出 席 委 員	◎木曾 ○菱田 三上 山本 赤坂 福井 西口 (委員外議員)小松 <齊藤議長><藤本副議長>			
執 行 機 関 出 席 者				
事 務 局 出 席 者	山内事務局長、井上次長、船越副課長、鈴木議事調査係長、佐藤主任、山末主査			
傍 聴	可	市 民 1 名	報 道 関 係 者 0 名	議 員 2 名 (富 谷、平 本)

会 議 の 概 要

1 5 : 5 0

[木曾委員長 開議]

1 1 2 月 1 3 日 (金) 本会議の議事について

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

第1号議案から第15号議案の質疑通告はなかった。

12月13日(金)本会議の議事は、このとおりでよいか。

—全員了—

2 陳情・要望について

[事務局長 説明]

<木曾委員長>

陳情・要望の送付先は、レジュメに記載のとおりでよいか。

—全員了—

3 意見書案について

[事務局長 説明]

4 その他

○委員会の日程について

○次回議運・幹事会等の日程について

[事務局長 説明]

○第10号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

[事務局長 説明]

・第10号議案は、本市の8条例の規定整備を行うものであり、この中には過去に市議会で提案いただいた政治倫理条例の一部改正も含まれている。これは、地方公務員法及び地方自治法が改正され、これまで臨時職員や嘱託職員と呼んでいたものを、臨時的任用職員、会計年度任用職員に改めるため、他の議案と同様に政治倫理条例の条

文も合わせて、一括で整理する条例改正議案となっているので、ここで念のため報告する。

<木曾委員長>

そのようになっているので了承願う。

15 : 58